

## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）を改正することを勧告する。

なお、人事委員会は、1の(3)の措置について、民間における特別給の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

### 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に係る改正

(1) 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、職員の給与に関する条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。

ア 再任用職員以外の職員 1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.1月分）及び0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.85月分）

イ 再任用職員 0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）及び0.3月分（特定幹部職員にあつては、0.4月分）

(2) 平成21年6月に支給する一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の期末手当の支給割合は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例第22条第2項の規定にかかわらず、1.45月分とすること。

(3) 本来平成21年6月に支給すべきものとして職員の給与に関する条例に定められている期末手当及び勤勉手当の支給割合と(1)及び(2)による期末手当及び勤勉手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。

### 2 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日